

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の 改正内容の概要

○ 緊急事態措置を実施すべき区域について

(1) 追加区域

栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、及び福岡県

(2) 追加区域における緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月14日（木）～2月7日（日）

※ 緊急事態宣言対象区域における主な対策

令和3年1月7日の当該方針から変更なし

【参 考】 基本的対処方針の主な対策（令和3年1月7日）

・ 外出の自粛

特定都道府県は、不要不急の外出・移動の自粛について協力を要請。

特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底。

・ 施設の使用制限等

特定都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対する営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする）を要請。

・ 職場への出勤等

「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク等）を強力に推進。

事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制。

・ 学校等の取扱い

学校設置者及び大学等に対し、一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止策の徹底を要請。

大学入学共通テスト、高校入試等については、予定どおり実施。